

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 8月度)

- 1 日 時 令和2年8月3日(月)
開会：午後3時25分
閉会：午後3時45分
- 2 場 所 氷見市役所C棟2階 201会議室
- 3 出席委員 14名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭
14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 11番 嵐 浩由
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
6名
局長 坂 久成 主査 清水 徹夫
主任(併任) 鶴谷 宗弘 主任(併任) 福嶋 明宏
事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長 浦 勇仁
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和2年度8月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございます。

(事務局) 今回も、新型コロナウイルス感染防止の観点から発声の機会を抑えるため、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 　　です。

□議長（会長） なお、本日は嵐委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下委員長、中葉委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は2件です。

1件目は、1筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市**——番、登記地目は田です。

譲渡人 東京都**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

2件目も、1筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市**——番、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、6件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記、現況とも畑、申請面積は——m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

番号2、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、

譲渡人は富山市**——番——号（氏名**外）、

申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記、現況とも畑、申請面積は——m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

番号3、地区は——です。
譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記、現況とも畑、申請面積は——m²です。
農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

番号4、地区は——です。
譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**外）、
申請地は、氷見市**——番外2筆、地目は3筆とも申請書において登記、現況とも畑、申請面積は合計——m²です。
農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

番号5、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は田、現況は畑、申請面積は——m²です。
農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

番号6、地区は——です。
譲受人は射水市**——番——号（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記、現況とも畑、現地は休耕状態であり、申請面積は——m²です。
農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

引き続き、許可基準について説明。

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました、わたくしと該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、わたくしの方から報告いたします。

（会長） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件6件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地の耕作者からの承諾書が添付されております。

また、「氷見市土地改良区」、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件6件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と現地調査報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会8月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年8月3日

議 長

署名委員

署名委員
